

補助金について

1 既存建物等の解体経費補助金

既存建物等の解体撤去について、予算の範囲内で解体に係る経費を補助いたします。補助金額の確定は令和8年度当初予算案の議決後になりますが、現時点では161,037千円（目黒区実施計画に示す事業費）を見込んでいます。なお、補助率は7/8です。

2 施設整備費補助金

施設整備費補助金は、令和8年度以降の予算での計上となりますが、積算に当たっては、国及び東京都の補助要綱の基準額に基づき算出いたします。

補助金額の確定は令和8年度以降の補助要綱に基づき算出となりますが、令和6年度の補助要綱に基づくと、460,172千円が補助上限額となります。

なお、施設整備費補助制度を利用する場合には、別途補助協議が必要となります。

また、施設整備費補助金の活用に当たっては、国及び東京都等の補助要件を満たす計画であることが必要です。目黒区では、国等の補助金交付に当たっての事前協議時に示された対象経費について、予算の範囲内で補助を行います。

●整備スケジュールについての留意点

実施設計及び工事請負の契約締結は国庫補助等の内示後に行う必要があります。国等への事前協議後に内示となりますので、余裕を持ったスケジュールとしてください。

3 非常通報装置（学校110番）設置費補助金

非常通報装置（学校110番）設置費は、「私立保育所における非常通報装置設置に係る補助金交付要綱」に基づき、上限300千円（補助基準額）を補助いたします。補助金交付額は、補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない方の額となります。

なお、令和9年度予算計上額が上限額となります。

4 保育所運営費

子ども・子育て支援法附則第6条に規定する委託費に加え、「目黒区立保育所の民設民営化園に係る運営費補助に関する要綱」、「目黒区保育所運営費等補助要綱」及び「目黒区私立保育所法外援護実施要綱」に基づき運営費の補助を行います。

また、円滑な民営化への移行に当たり、民営化経過措置として、開設後5年間は、区立保育園と同等の職員配置をしなければならないことから、加配される保育士の人件費相当額を区の補助要綱により補助します。

5 事情変更

事業者決定後、国及び東京都の制度や諸事情等に大幅な変更が生じた場合は、区と事業者間で整備方法等について変更協議することがあります。

6 添付資料

- (1) 目黒区民間保育所施設整備費補助要綱
- (2) 私立保育所における非常通報装置設置に係る補助金交付要綱
- (3) 目黒区立保育所の民設民営化園に係る運営費補助に関する要綱
- (4) 目黒区保育所運営費等補助要綱
- (5) 目黒区私立保育所法外援護実施要綱

以 上